

## 中国における紙幣乱行の状況

その他（別言語等） のタイトル	Paper-currencies in China
著者	三木 毅
雑誌名	室蘭工業大学研究報告
巻	2
号	2
ページ	483-496
発行年	1956-12-20
URL	<a href="http://hdl.handle.net/10258/3084">http://hdl.handle.net/10258/3084</a>

# 中国における紙幣乱行の状況

三 木 毅

## Paper-currencies in China

Takeshi Miki

### Abstract

This paper aims to explain the complexed condition of issuing the currencies around 1930 in China.

Before the sanction of the New Money Act of 1935, Bank-notes computed about forty, except other various Private Notes issued by individuals, companies, Chop-banks, etc..

What was the real cause of such a confusing condition?

The most direct reason was that Military Factions held their ground in the province. They made arbitrarily provincial banks to issue the currencies, which were their most important treatment to exploit farmers.

### 1 開 題

近代国家において、貨幣の製造および発行の権能は、いわゆる造幣大権 (Münzhoheit) として国家の手に帰属するのが通則である。紙幣については、たとえば一八四四年の英蘭銀行条例、一八四八年の法蘭西銀行条例、一八七五年の独逸銀行条例、一八八二年 (明治一五年) の日本銀行条例のやうに、中央銀行をして統一発行せしめるのが一般となつている。

中国は一八三五年 (民国二四年) 新貨幣法を公布するまで、多数発行制をとつてきている。しかし中国の多数発行制は統一発行制の過度的意義をもつ、たとえば一八六三年の米国家銀行条例、一八七二年 (明治五年) の日本国立銀行条例にみられるやうな、法制上確立された基礎に立つものではない。中国として紙幣統一発行制の世界的傾向にあえて逆行するものではなく一九〇四年 (光緒三一年) の試辦銀行条例、一九一〇年 (宣統二年) の兌換紙幣条例において十分うかがい知られるやうに、一貫して統一発行制を指向している。

したがつて多数発行制は必ずしも適法ではない。中国において、多数発行制は適法でないという、そのこと自体が紙幣乱行の乱行たるゆえんを示すものである。

## Ⅱ 紙幣発行の沿革

### 一. 清における紙幣発行

一六四八年（順治五年），清は鈔貫の制を立て，はじめて紙幣を発行し，三年にして停止した。清以前，唐に飛銭，宋に交子および会子，元に宝鈔，明に大明宝鈔があり，乱発され減価し大患を招いている。清は歴代の錢禍にかんがみ，紙幣発行にきわめて慎重で，一八一四年（嘉慶一九年）蔡之定が紙幣発行を提議したが，「為妄言乱政者」として敕戒されている。<sup>1</sup>しかし一八五三年（咸宝三年）軍費の浩繁から，ついに銀票，錢票を発行した。銀票，錢票は私商組織の官銀号，官錢号によつて発行され，近代銀行の兌換券に類似するものであつた。

一八九七年（光緒二三年）中国通商銀行が設立され，兌換券を発行した。中国通商銀行兌換券は，中国における銀行兌換券の嚆矢である。一八四二年（道光二二年）の開口以来，外国銀行の進出があり，外国銀行の兌換券は各開口市場において大いに流通していた。<sup>2</sup>当時中国朝野に近代銀行を設立し，兌換券を発行し，幣制を確立しようとする強い輿論があり，中国通商銀行はこうした輿論の中に開設された中国最初の近代銀行であつて，貨幣鑄造，兌換券発行から国庫業務の取扱におよぶ広大な特権が附与され，一八九六年（光緒二二年）における盛宣懷の奏議に明かな通り，中央銀行に擬せられるものであつた。しかし中央銀行は別途に設立され，中国通商銀行は与えられた特権にもかかわらず，いわゆる商業銀行であつた。おもうに紙幣乱行の兆はずでに在華外国銀行の発券に認められるが，その端緒は中央銀行の設立以後における中国通商銀行の発券にある。中国通商銀行の発券は，国家銀行以外の各種銀行における発券の先例をなすものであつた。

一九〇〇年（光緒二六年）の義和団事件，一九〇四～五年（光緒三〇～三十一年）の日露戦争は中国に民族的自覚を促し，それにつれて幣制統一の機運が高まつた。

一九〇四年（光緒三十年）試辦銀行章程が作られ，中央銀行の職責を幣制整理，価値劃定にありとし，中央銀行による幣制統一を要望した。かくて一九〇五年（光緒三十一年）戸部銀行の設立をみた。しかし一九〇七年（光緒三十三年）設立の交通銀行は，いわゆる興業銀行であるにもかかわらず発券を行い，戸部銀行と双生児的存在となつた。このことは従来からとつてきた発券権集中政策の重大な変質を意味している。統一政策は単一国家銀行制から多数国家銀行制へ移行したものとみられるからである。しかしこの変質は潜在的なもので，表面ではなお一貫して単一銀行集中制がとられている。一九〇八年（光緒三十四年）戸部銀行を大清銀行に改組したのは，中央銀行として大清銀行を強化し，発権券をこれに統歸せしめようとしたためであつた。

1 張家驥，中国之幣制，P.35.

2 張家驥，上掲書，P.35.

戸部銀行券は正貨準備を三〇%以上とし、北洋官報局で印刷することとなっていた。大清銀行券も自国製造の原則から、一九〇八年（光緒三三年）戸部の奏請にもとづき、北京に印刷局漢口に造紙廠を設置すべく、巨費を投じて工程を進めたが、造紙は早急に成功せず、原紙の大部分は米国から購入された。<sup>3</sup>

一九一〇年（宣統二年）兌換紙幣則例が公布され、紙幣発行権を中央銀行たる大清銀行に帰属させ、銀行、官銀錢号の発券を禁止し、既発行の紙幣は大清銀行券を以て回収することを規定した。これからようやく紙幣発行が嚴重に取締られ、発券銀行の整理が進み、発券権統一政策はとみに強化されることになった。

## 二. 民国における紙幣発行

一九一一年（宣統三年）革命となり、中国は国体を變じて帝制から共和制となり、清朝が亡び、中華民国が発足した。

一九一二年（民国元年）中国銀行は、大清銀行の行跡に設立され、中央銀行としての業務を開始した。

民国革命は中国統一を完成せず、南北の対立抗争となり、軍閥割拠して大いに秩序が乱れ、幣制の空白に乗じて各省の官銀錢号の紙幣発行が紛紛として行われ、とくに広東、四川、湖南、湖北、江西の各省においてはなほだしい乱行を現出した。<sup>4</sup>

一九一三年（民国二年）十二月各省官銀錢号監理官章程が公布され、各省の紙幣発行を管督し、一九一五年（民国四年）十月取締紙幣条例、ついで一九二〇年（民国九年）六月修正取締紙幣条例が公布され、中国、交通の二国家銀行を除く銀行、官銀錢号の発券を禁止し、既発の紙幣については、営業期限のあるものは営業期限までに全額回収、営業期限のないものは期日を定めて回収し、兌換券発行準備を正貨六〇%、有価証券四〇%とすることを定めた。さらに紙幣統一策としての領用兌換券辦法が規定され、正貨七〇%、公債三〇%を準備として一般銀行に中国銀行券を領用することを認めた。

取締紙幣条例の公布は、発券権集中について複数国家銀行制の採用を明確にするものであつて、これに単一国家銀行制への過渡的制度としての性格をもたせるものであつた。

取締紙幣条例によつて発行紙幣の整理が行われたのであるが、一九一七年（民国六年）以後軍閥支配の各省は軍費を調達するため、旧券処理を理由に、相ついで官銀錢号を銀行に改組して新券を発行した。修正取締紙幣条例の公布はこうした事態に対して行われたものであるが、取締の効果がなく、有名無実となつた。

3 張輯顔，中国金融論，P.79.

4 張家驥，上掲書，P.37.

一九二〇年（民国九年），一九二一年（民国一〇年）銀行公会連合会から幣制改革について建議があつた。これよりさき一九一九年（民国八年）銀行公庫兌換券条例が制定されている。いわゆる公庫制は地方銀行公会合組の公庫から公庫兌換券を発行し、これを各銀行に領用させ、あわせて地方銀行の監督を強化しようとするもので、多数発行制から集中発行制への過渡的折衷制度であつた。一九二三年（民国一二年）公庫大綱、さらに新たに銀行公庫兌換券条例が制定されたが、いづれも実施されなかつた。しかし公庫制の変体として連合発行準備庫が現出し中南、大陸、塩業、金城の発行集中機関として四行準備庫が組織された。

一九二四年（民国一三年）中国銀行と上海錢莊十四家の領用契約が成立し、領用制度は銀行から錢莊に拡大された。

一九二七年（民国一六年）南京国民政府が成立し、幣制統一に不可欠の要素である全国統一を実現した。

一九二八年（民国一七年）十一月中央銀行が設立された。中央銀行は兌換券発行、国庫經理、公債募集、国幣鑄造および発行の特権をもつ国内最高の金融機関であつた、中央銀行の職権のうち、紙幣発行はもつとも重要な事項であつて、一九二八年（民国一七年）十一月公布の中央銀行兌換券章程においては兌換券発行組織を重視し、中央銀行に営業、発行の二局を設け、兌換券発行を他の銀行業務から完全に独立させ、発行準備を六〇%の正貨、四〇%の有価証券とする、いわゆる比例準備法を採用し、準備の集中を行い、準備を公開し、十日毎に発券額と準備金額を公表する刷新的な発券方法を明かにした。

中央銀行の発足に伴い、中国、交通の二国家銀行は、改組されて一は國際為替銀行、他は興業銀行として再出発したが、発券権は取消されず、各種銀行、官銀錢号もまた依然として発券を継続した。

中央銀行は一元、五元、十元、五十元、百元の主幣券の外に、市面に応じて輔幣券の発行が認められている。他に一九三〇年（民国一九年）一月創始された海関金單位制度（Customs Gold Unit System）にもとづき、一九三一年（民国二〇年）三月から全額金準備の海関金單位兌換券（Bank-notes in C. G. U.）を発行している。

一九三一年（民国二〇年）八月銀行兌換券発行税法が公布され、主幣券、輔幣券をとわず、紙幣発行は六〇%以上の正貨準備、四〇%の保証準備を必要とし、保証準備発行に対して、一、二五%の発行税を徴収することを規定した。銀行兌換券発行税法は、多数発行制を認容し集中発行制に矛盾するものであるが、紙幣発行の利益を規制し、発券を内部的に抑圧し、国家銀行における発券の優位性を確立し、国家銀行の統制力を強化した点において重要であつた。

一九三五年（民国二四年）十一月新貨幣令が公布され、中央、中国、交通の三国家銀行に発券を集中し、既発行の銀行券を中央銀行券によつて回収することとした。この改革は、いうと

ころの統一発行制を確立したものではない。しかし中央銀行兌換券の全国一律流通、発行税の免徴を認め、中央銀行による発券統一の企図を明確にうたっている。

### Ⅲ 流通紙幣の種類

中国の紙幣は、幣制、慣習、単位、発行機関、発行地点等から種々の区分ができる。その区分にしたがい、特色あるものについてのべれば次の通りである。

#### 一. 主幣券と輔幣券

幣制上における本位貨幣と補助貨幣の区分に類似する。一九〇七年（光緒三十三年）の戸部奏定によれば「大清銀幣一元折合小銀幣十角，小銀幣一角折合十文之銅幣十枚，均以十進」，一九一四年（宣統二年）の幣制則例には「一元為主幣，五角以下為輔幣，以十進」とあり主幣と輔幣の概念を明かにしている。

一九一四年（民国三年）公布の国幣条例には一元銀幣はその額に制限なく通用するが「五角銀幣每次授受以合二十元以内，二角一角銀幣每次以合五元以内」とあり，輔幣はいわゆる制限貨幣である。しかし事実上輔幣は無制限に流通する独立の貨幣であると見做されている。したがって実際において主幣を本位貨幣，輔幣を補助貨幣とすることはできない。一般に主幣は銀両，銀元の高額貨幣，輔幣は銀角，銅元，制錢，銀幣ニツケルの小額貨幣についていわれる。

主幣券には銀両票，銀元票があり，銀行兌換券の多くはこれである。

輔幣券には銀角輔幣券，制錢票，銅元票があり，その多くは各省市立銀行，官銀錢号，私人によつて発行され紊乱をきわめている。銅錢は古く唐にあり，宋以来通宝とよばれ，後に制錢と名付けられた。清末銅價の高騰から制錢の鑄造が減少し，流通制錢の溶化が行われ，大いにその流通額を減少した。銅元は制錢の不足を補うため，一九〇〇年（光緒一六年）広東省において鑄造されたのがはじめて，第一次世界大戦中制錢の外流を機に乱造された。この間地方財政の窮迫から制錢票，銅元票の紙券は赤字救済手段となり，乱発されて幣価のはなはだしい低落を招いた。たとえば一九二三年（民国一二年）ころ済南市における銅元票発行機関は一千以上，徐州市においては官錢局を除き十七家，しかも二十文の銅元票は二分されておのおの十文の銅元票として流通したという。輔幣券のおもな使用者は貧民，車夫，日雇，小売業者等の下層階級であつて輔幣の減価によつて生計に困難をきたし，飢寒に死するものすら生じ，その与える影響はきわめて悲惨であつた。<sup>5</sup>

5 佟志伸，我國輔幣問題之検討，吳小市編，中国貨幣問題叢論，PP.247—248. P.252.  
王承志，中国金融資本論，P.128.  
支民生，王文鈞，整理輔幣，方顯廷編，中国經濟研究，（下），PP.782—784.

## 二. 銀両票, 銀元票, 銅元票, 海関金單位券

銀両票は清末の官銀号, 外国銀行によつて発行され, 中国近代銀行としての発行は中国通商銀行がはじめである。しかし中国通商銀行の銀両票発行は一九三二年(民国二十一年), 他の銀行のそれは一九三三年(民国二十二年)の廢兩改元後全面的に禁止されている。一両は一九一四年(民国三年)の国幣条例によれば純銀三七・三〇一グラムに結付き, 一両は十錢, 一錢は十釐, 一釐は十毫である。

銀元票は中国通商銀行以後近代銀行のほとんどによつて発行され, 流通紙幣の大部分はこれである。一元は国幣条例では純銀二三・九七七九五〇四八グラムで計算され, 一元は十角, 一角は十分である。

銅元票は文を單位とし, 百文を一串, 十串を一吊といい, 二千文が一兩, 百文が一元に結付く。ただしこの計算は原理的なもので, 文, 元, 兩の換算は各地で異なっている。

海関金單位券(Bank-notes in C. G. U.)は海関金單位制度にもとづく紙幣で, 中央銀行から発行され, 一海関金單位は純金〇・六〇一八六六グラムである。

## 三. 本地券と他地券

私票, 省市銀行券, 官銀錢号券は, その性格上, 当然流通区域が限定されることはいうまでもない。全国的に営業機構をもつ国家銀行, 私営各種銀行の発行券も, いわゆる分区発行制によつて, 兌換券の無制限流通は一定地区内に限定されている。したがつて本地券と他地券は厳密に区別され, 相互の兌換にさいしては, 打歩が行われる。

## 四. 政府紙幣, 銀行券, 私票

政府紙幣の発行はほとんど行われない。ただ地方省市財政庁の発行券があるが, その量は少なく, 流通区域も発行省市に限定されている。

銀行券は流通紙幣の大宗で, 通貨の大部分をしめている。銀行券は, その発行機関の性格から国家銀行券, 私営銀行券, 省市銀行券および外国銀行券に分けられる。<sup>6</sup>

国家銀行には中央, 中国, 交通の三行があり, その発行券は最も信用厚く, 発行額多く, 普遍的な流通地域をもっている。

私営銀行で發券権をもつものに四行準備庫(中南, 大陸, 塩業, 金城), 中国実業, 中国通商, 中国農工, 中国墾業, 四明, 浙江興業, 農商, 大中, 北洋保商, 辺業, 四川美豊, 福建東南等がある。

国家銀行および私営銀行は, いわゆる分区発行制を採用し, 各地区分行は独立に發券を行

<sup>6</sup> 侯鶴形, 我國銀行制度能勝任管理通貨乎, 吳小甫編, 中国貨幣問題叢論, P. 375.

発行準備を保管し、自由兌換を地域券に限定し、券上には発行地名を記載し、他地区券と区別している。このため同一銀行券においても流通区域を異にすれば、兌換を必要とし、兌換にあつては打歩を生じる等の混乱をおこしている。打歩は一が他に対する減価の表れであつて、打歩だけ、一方が損失を蒙むことになる。たとえ打歩が数分、数厘であつても、人民のうける打撃は計りしれない。銀行券は流通貨幣の大部分をしめ、その流通の普遍と影響の広遠は他の紙幣と同日に談じがたく、貨幣問題の中心をなすものであつた。<sup>7</sup>

省市銀行で発券権を有するものに広東省、富滇、中国農民、湖南省、湖北省、河北省、広西、浙江地方、山西省、広州市立、寧夏省、陝北地方、江西裕民、四川地方、南昌市立、河南農工、江西建設、青島市農工の諸行がある。省市銀行券は地方官錢局、財政庁の紙幣とともに通常省市鈔といわれ、紙幣の種類に銀兩票、銀元票、毫洋票、銅元票、制錢票があり混乱をきわめている。<sup>8</sup> 省市銀行の発券動因は、信用を確立するというより、むしろ発券によつて省市財政を救済しようとするもので、省市財政庁は赤支補填の手段を専ら印刷機に求め、政治的軍事的権力によつて紙幣の流通を強制した。乱発と準備移用によつて兌換不能となり、幣価下落し、しばしば金融恐慌を引起した。たとえば一九二〇年（民国九年）江西銀行（資本金五五萬元）の一千四百萬元、一九二五年（民国一四年）河南省銀行の二千萬元、一九三一年（民国二〇年）富滇銀行の九千萬元、山西省銀行の一億元等の不換化があり、山西省銀行券の整理に當つて紙幣二十元はわずかに銀幣一元と兌換、雲南省券の旧券五元は新幣一元と兌換された。<sup>9</sup> 「私幣の弊は雜にあり省市鈔の弊は濫にあり」といわれる。省市鈔は「以紙易紙」が頻繁に行われ、その流弊の深く、錢禍の烈しいことは私票も遠く及ばない。<sup>10</sup>

外国銀行の発券は東方滙理 (Banque de l'Indo-china) 朝鮮、台湾、滙豐 (Hongkong and Shanghai Banking Corporation)、麦加利 (Chartered Bank of India, Australian and China)、正金、華比 (Banque Belge pour l'Étranger)、有利 (Chartered Mercantile Bank of India, London and China)、花旗 (National City Bank of New York)、德華 (Deutsche-Asiatische Bank) の諸行にあり、他に外華合辦の華俄道光 (Banque Russo-chinoise)、中法工商 (Banque France Chinoise pour le Commerce et l'Industrie)、中華滙業 (Exchange Bank of China)、華義 (Italian Bank for China)、中華懋業 (Chinese-American Bank of Commerce) の発券がある。外国銀行の発券は遠く清末光緒帝の時代で、当時中国近代銀行券の流通なく、京師に官銀錢号の銀票、

7 楊蔭溥、中国金融研究、PP.42—43.

8 楊蔭溥、銀潮中吾国紙幣現状及其応変政策、吳小甫編、中国貨幣問題叢論、P.222.

9 楊蔭溥、上掲論文、吳小甫編、上掲書、PP.221—222

吳承禧、中国的銀行、PP.138—139.

10 楊蔭溥、上掲論文、吳小甫編、上掲書、PP.221—222.



紙票の流通があるだけであつた。外国銀行は信用厚く、その兌換券は開口市場においてさかんに流通した。外国銀行の兌換券は数量的には決して少くなかつたが、流通が租界を中心とし、普遍的な流通をみることはなく、一九三二年（民国二十一年）十一月以後任意発行を停止している。<sup>11</sup>

私票の発行はあまねく全国地域に行われ、その発行機関は数を知らない。たとえば江西省において調査二十県中私票流通十六県、察哈爾省において全省十六県中私票流通十県、陝西省南部十一県に八十余种の私票があり、江西省宜春県に八十余家の私票発行機関があつたといわれ、その盛行をうかがい知ることができる。<sup>12</sup> 私票は元來地域社会の必要に応じて発行されるもので、それだけに民生と深く結付いてをり、その及ぼす影響はしたがって深く、恐慌の招く民衆の苦痛、損失はきわめて大きい。地方政府の私票に対する措置は消極的に取締るか、あるいは積極的に援助するかのいづれかであつて、中央政府もまた徹底的な対策手段をもたず、地方金融が私票によつて支配されるのを坐視する状態であつた。<sup>13</sup>

中国紙幣の区分が多岐にわたつて行いけるのは、紙幣流通が複雑な証佐である。その複雑を表現する第一は多数発行制、分区発行制、第二は単位の不統一である。乱発、減価、準備移用無準備発行、兌換停止、流通制限等がこれに伴つて現出し、商業の暢通、産業の振興、金融の安定、民生の向上に重大な制約を与えているのである。<sup>14</sup>

#### IV 紙 幣 の 流 通 量

中国では発行の機関を異にし、貨幣単位を異にする雑多な紙幣が流通しているため、その流通額を知ることはきわめて困難である。

銀行券については、使用にたえる統計もあり、大よその計算ができるが、私票についてはほとんど計数が不可能である。私票は、たとえば一九三三年（民国二十二年）十二月江蘇省徐州市における七票号の私票二百余万串、広東省汕頭市における滙兌公所、銀行公会の銀錢業の私票四百萬元が巨額といわれ、当時省市鈔が一億元から一億五千万元と推計されているのからして大体一億元以内と考えられるが、いづれにせよ推測の域を出ない。<sup>15</sup>

国家銀行、私営銀行、省市銀行の発行額は次の通りである。<sup>16</sup>

- 
- 11 張家驥，中国之幣制，P. 35。  
 劉子文，中国貨幣的統一問題，吳小甫編，中国貨幣問題叢論，P. 262。  
 12 楊蔭溥，上掲論文，吳小甫編，上掲書，PP. 218—219。  
 13 楊蔭溥，上掲論文，吳小甫編，上掲書，P. 219。  
 14 仁林，幣制統一与我国經濟，中央經濟月刊，第二卷，第七号。  
 15 楊蔭溥，銀潮中吾国紙幣現状及其应变政策，吳小甫編，上掲書，P. 218。  
 16 中国銀行經濟研究室，中国紙幣発行及其流通狀況之解剖，中行月刊，第一一卷，第二期。

年次	銀行名	中 央	中 国	交 通	四行準備庫	中国実業	中国通商
1932(民国21)	(元)	89,995,360	184,426,937	94,500,926	32,500,925	35,860,485	11,276,873
1933(民国22)	(元)	71,063,301	183,726,997	93,004,611	36,871,837	40,000,680	25,091,460
1934(民国23)	(元)	85,339,300	201,279,742	112,512,472	40,254,300	42,898,735	29,192,900

広 東 省	四 明	中国農工	富 漢 新	浙江興業	中国墾業	中国農民
33,761,626	15,694,600	4,709,600	2,912,000	7,088,917	5,221,000	—
39,249,658	19,497,600	10,224,767	12,358,500	8,186,871	6,445,000	2,203,300
39,671,012	18,310,300	12,225,547	15,575,000	9,214,773	7,095,000	5,663,382

湖 南 省	湖 北 省	河 北 省	広 西	浙江地方	山 西 省	陝 西 省
1,510,400	2,900,500	2,787,503	4,437,871	—	3,175,734	1,398,144
3,211,739	4,111,400	2,506,222	5,546,761	1,276,582	3,079,186	1,841,136
5,007,750	6,075,050	4,799,452	6,346,988	3,479,819	3,239,291	2,024,685

農 商	北洋保商	広州市立	寧 夏 省	陝北地方	江西裕民	四川地方
—	1,437,600	—	—	—	397,857	—
—	1,384,400	—	850,000	534,540	338,615	—
1,813,000	2,013,600	—	962,535	605,310	584,865	—

四川美豊	天津辺業	福建東南	南昌市立	大 中	河南農工	江西建設
—	1,135,500	656,000	335,605	—	1,428,038	—
1,045,691	965,000	255,000	263,275	217,062	211,414	134,405
537,491	488,100	352,570	293,131	250,000	239,404	152,194

香港国民	青島市農民	総 計
—	—	487,826,933
16,144	8,198	575,826,247
18,281	9,283	653,529,756

(註) 中国銀行調査を転載したが、各年総計が各銀行の集計と一致しない。  
確認できないのでそのまま使用した。

外に綏西墾業、晋綏地方鉄路、湖北省と中国農民合組の二行準備庫、重慶、重慶市民、川康の諸行、四川二十一軍および各省市官銀錢局の発券がある。上表は全銀行発券額の九〇%以上をしめるものとみられているので、たとえば一九三四年（民国二三年）における全国銀行の発券額は七億三千万円前後と推計される。しかしなお銀行の報告は、発券実額より内輸な計算がなされるものと考えられるから、おそらく八億元前後の紙幣が発行されていたものと推測される。<sup>17</sup>

外国銀行の発券額は一九二七年（民国一六年）の調査によれば次の通りである。<sup>18</sup>

銀行名	発行総額	中外貨幣換算比率	中国貨幣単位換算額
東方滙理	1,690,338,306法	1法=4角	676,135,322元
朝鮮	124,863,873円	1円=1元	124,863,873元
台湾	53,611,267円	1円=1元	53,611,267元
滙豊	52,640,984香港弗	1香港弗=1元	52,640,984元
麦加利	1,984,334磅	1磅=10元	19,843,340元
正金	8,715,661円	1円=1元	8,751,661元
華比	14,026,746法	1法=4角	5,610,689元
有利	234,536磅	1磅=10元	2,345,360元
美豊	890,050元		890,050元
花旗	98,995弗	1弗=2元	197,990元
德華	48,348両	1両=1元4角	67,687元
計			994,958,323元

その後の発券を滙豊、麦加利、有利の三行についてみれば次の通りである。<sup>19</sup>

年次	銀行名	滙豊	麦加利	有利	計
1931(民国20)(元)		127,284,830	23,162,652	3,695,363	154,142,645
1932(民国21)(元)		131,276,243	21,373,385	3,026,626	155,686,254
1933(民国22)(元)		135,341,462	15,675,160	1,800,911	152,877,533

一九三二年（民国二一年）の外国銀行発券額は約五億元、その額は少なくない。しかしその全額が中国本土に流通するのではない。上海、天津の租界地の流通が主である。上海において一

17 蔡可選，我国銀行制度之幾箇問題，社会科学，第一卷，第二期。

18 楊蔭溥，中国金融論，PP.223—224。

19 中国銀行經濟研究室，中国紙幣発行及流通状況之解剖，中行月刊，第一卷，第二期。

九三〇年（民国一九年）十二月五一八万五千元，一九三一年（民国二〇年）十二月三九八万一千元，一九三二年（民国二一年）六月四百万元，一九三三年（民国二二年）六月三一七万四千元，天津において一九三三年（民国二二年）七月四五〇万元，一九三四年（民国二三年）六月一二八万二千元であるから，他地域の流通額は決して多くはないものと考えられる。<sup>20</sup>

銀行兌換券は中外銀行をふくめて一九三五年（民国二四年）の改革前は，大体八億から八億五千万円の流通があつたものと推測される。この中，中央，中国，交通の三国家銀行券は一九三四年（民国二三年）約四億元，全流通額の五〇%をしめ，支配的な流通手段となつている。これが中央，中国，交通の三国家銀行券を法幣となしえた最も重要な条件の一であつた。<sup>21</sup>

### V 紙幣の流通区域

私票および省市鈔は，その性格上，郷村，省市に流通が限定されることはいうまでもないが全国に普遍的な営業機構をもつ銀行券も，いわゆる分区分行制を採用するため，無制限流通は特定地域に限定されざるをえない。このため紙幣の流通地域は，特殊の意味をもち，雑多な流通紙幣を一括して流通地域の名を冠して，たとえば滬鈔又は申鈔（上海），津鈔（天津），漢鈔（漢口），渝鈔（重慶），滇鈔（雲南），魯鈔（山東），閩鈔（福建），晋鈔（山西），綏鈔（綏遠），粵鈔（広東）等とよぶ。ついでにのべれば上掲の中，滬鈔は最も信用高く，津鈔，漢鈔の信用もまた佳良であつた。<sup>22</sup>

省別に中国各銀行券の流通状況をみれば次の通りである。<sup>23</sup>

省名	流通銀行券
江蘇	中央，中国，交通，四明，中南，浙江興業，中国通商，中国農工，中国実業，中国鑿業，中国農民，農商。
浙江	中央，中国，交通，中南，四明，浙江興業，浙江地方，中国農民。
安徽	中央，中国，交通，中南，四明，中国通商，中国農工，中国農民。
福建	中央，中国，交通，福建東南。
河北	中央，中国，交通，福建辺業，中南，河北省，中国農工，大中，北洋保商。
河南	中央，中国，交通，江南農工。
湖北	中央，中国，交通，中南，四明，中国通商，湖北省。
湖南	中央，中国，交通，中南，中国農民，湖南省。

20 楊蔭溥，銀潮中吾国紙幣現状及其応変政策，吳小甫編，中国貨幣問題叢論，PP.223—224.

21 侯樹彤，我国銀行制度能勝任管理通貨乎，吳小甫編，上掲書，P.379.

22 中国銀行經濟研究室，中国紙幣発行及其流通状況之解剖，中行月刊，第一一卷，第二期.

23 向金声，中国紙幣の現状，中国經濟，第三卷，第一二期.

山 東	中央, 中国, 交通, 中南, 中国農工, 青島市農工.
山 西	中央, 中国, 山西省, 綏西墾業, 晉綏地方鐵路.
江 西	中央, 中国, 交通, 中南, 中国農工, 中国実業, 江西裕民, 南昌市, 江西建設.
広 東	広東省, 広東市.
広 西	広西.
四 川	四川地方, 川康, 重慶市民, 二十一軍契糧, 四川美豊.
雲 南	雲南, 富滇.
貴 州	中央, 中国, 貴州, 農村.
陝 西	中央, 中国, 交通, 陝西省.

上掲の外に省市の官銀錢号の紙幣がある。流通の最も普遍的なものは中央, 中国, 交通の三国家銀行券で, 中南(四行準備庫), 中国通商, 浙江興業, 中国農民, 四明がこれに次ぐが, 華南の流通は少ない。広東, 広西の両省は, 中央に対立して半独立的な財經政策をとっているため, 省市立銀行券の外は国家銀行, 私营商業銀行の流通をみない。<sup>24</sup>

外国銀行券の流通を省別にみれば次の通りである。<sup>25</sup>

省 名	流 通 銀 行 券	省 名	流 通 銀 行 券
江 蘇	麥加利, 花旗, 美豊, 東方滙理, 有利.	山 西	正金.
浙 江	美豊.	江 西	滙豊.
安 徽	花旗.	広 東	滙豊, 花旗, 麥加利.
福 建	美豊.	広 西	滙豊, 東方滙理, 花旗.
河 北	滙豊.	雲 南	東方滙理.
河 南	滙豊, 花旗, 麥加利, 正金, 台湾.	貴 州	東方滙理.
湖 南	滙豊, 花旗, 麥加利.	四 川	滙豊.
山 東	正金.	東 三 省	正金, 台湾, 朝鮮.

外国銀行の中, 麥加利, 滙豊, 有利の三銀行券が最も普遍的な流通をみせているが, 流通の中心は香港および上海, 天津である。東方滙理銀行の発券数量は最も多いが, 安南隣接の雲南, 貴州にわずかに入っているにすぎない。正金, 朝鮮, 台湾の三銀行券は東三省に主として流通し, 中国本土の流通は少ない。

紙幣と流通地域との関係はもとより固定的でなく, 発行機関の勢力消長に伴い時代的に異な

24 向金声, 上掲論文, 中国經濟, 第三卷, 第一二期。

25 王承志, 中国金融資本論, P.121.

るが、一地に流通する紙幣の種類は数種から十数種に達している。軍閥盤居し幣制の紊乱はなほだしい四川省に例をとれば、下記のやうな複雑な状況を示している。<sup>26</sup>

発行機関	紙幣面額	流通区域	発行地
中国銀行	10元, 5元, 1元.	川西北, 川南, 川東.	成都, 重慶.
重慶銀行	5元, 1元, 5角, 1角.	成都, 重慶.	成都, 重慶.
四川地方銀行	10元, 5元, 1元, 5角, 2角.	二十一軍, 成都各県.	成都, 重慶.
四川美豊銀行	10元, 1元.	下川東一帯.	重慶.
川康銀行	10元, 5元.	下川東一帯.	重慶.
平民銀行	5角.	重慶.	重慶.
建設銀行	5元, 1元.	重慶及附近各県.	重慶.
川西北銀行	50元, 20元, 10元, 5元, 1元, 5角, 2角, 1角.	川西北.	三台.
聚興誠銀行	10元, 5元, 1元.	川西, 川南.	
盛益銀行	20元, 10元, 1元.	成都及上川南.	成都.

この外、年代的には必ずしも一致しないが、交通、濬川源、大中、重慶市民、四川省の各行および四川官銀号、二十一軍の諸紙幣がある。<sup>27</sup>

このやうに一地に多数の発行機関が存在し、発券を競争することになれば、いきおい発行機関の信用の厚薄、準備の多寡によつて幣価を異にし、打歩、貼水を必要とし、使用上の繁雑に加えて民生に及ぼす損失は計り知れないものがあつた。<sup>28</sup>

## VI 結 語

いわゆる地方分権の結果、一切の政治的権力は地方諸侯の手に帰し、中央権力はいたずらに虚名あるのみであつた。地方諸侯は、同時に大地主であつて、経済上絶大な支配力をもち、かくて地方諸侯は政治、経済にわたる権力者であつた。

地方諸侯を地方軍閥に書替へるとすれば、上記の文章はそのまま近代中国を敘述する文章となるであらう。

いうまでもなく、民国革命以後の中国社会を封建社会ということはできない。西洋文明の刺

26 姜作用, 四川幣制紊乱之一考察, 東方雜誌, 第四二卷, 第二二号.

27 吳承禧, 中国的銀行, P.138.

王承志, 中国金融資本論, P.6.

28 吳承禧, 上掲書, P.138.

楊蔭溥, 銀潮中吾国紙幣狀況及其应变政策, 吳小雨編, 中国貨幣問題叢論, P.223.

戦をうけ工商業の発展があり、それにつれて貨幣の需要も増加し、封建的経済は次第に崩壊して資本主義的社会が芽ばえ、中国の生産様式はいちじるしく変化した。民国革命はこうした変化に対応する社会変革であつて、民国革命を転機として、中国経済は激烈な変質の過渡時期に入った。軍閥は封建諸侯の、いわば過渡的変容にほかならない。

軍閥は民国革命後地方における事実上の主権者であつて、任意に貨幣を発行し、財経を壟断した。清末において最も支配的な流通貨幣は銅幣の制錢であるが、第一次世界大戦中、銅価の高騰から大量に輸出され、流通手段のはなはだしい欠乏を招いた。一九一五年（民国四年）から一九一八年（民国七年）の間に山東省の制錢は、ほとんど全部輸出されたといわれる。<sup>29</sup> 時に銅元が鑄造され、大いに歓迎された。軍閥支配の各省はこの機にのぞんでさかんに造幣廠をおこし、銅元を乱鑄した。さらに軍費捻出のため省立市銀行を創設し、あるいは官銀錢号を改組して銀行とし、紙幣を乱発して財政庫救済の手段とした。

疑がもなく、外国銀行の自由発券に認められるように、外国勢力の制肘もまた紙幣乱行の一大素因である。しかし紙幣乱行の最大素因は、地方軍閥の盤居であつた。

民国革命以来、中国の採用した発券政策は、統一発行制であつた。それにもかかわらず、実際において多数発行制を許容せざるをえなかつたのは、要するに統一発行制を可能ならしめる客視的条件がまだ成熟していなかつたためである。客視的条件とはいうまでもなく政治的、経済的統一である。

一九三五年（民国二四年）法幣による紙幣整理は一九二八年（民国一七年）南京政府の樹立、一九三三年（民国二二年）廢兩改元にみられる政経両面における統一工作の進展に負うものである。それにしても広東、広西の軍閥が国民政府に屈服し、法幣を受入れるにいたつたのは一九三六年（民国二五年）七月のことであつた。<sup>30</sup>

（昭和31年4月26日受理）

29 劉子文，中国貨幣的統一問題，吳小甫編，中国貨幣問題叢論，P. 271.  
楊玉清，從中国經濟說達中国政治，中国經濟，第一卷，第六期。

30 仁林，幣制統一与我国經濟，中央經濟月刊，第二卷，第一号。  
王承志，中国金融資本論，P. 4.